

## 地域活動情報

### 防犯エンターテイメント集団 「GIFT」

私たち、マジックやバルーンアートなどにより、防犯をわかりやすく伝える現役世代ボランティア・8人の集団です。  
「GIFT」という団体名には、少しでも犯罪被害をなくし、「安全・安心を届けたい、笑顔を届けたい」との思いを込めています。



#### マジックで伝える防犯のこと

振り込め詐欺の被害にあわないよう、体を動かしながら楽しめ、記憶に残る“体験型マジック”を考案し、自治会や高齢者施設等で披露しています。

また、子どもたちが犯罪の被害にあわないよう、児童クラブ等でもマジックを交えた防犯教室を行っています。

#### 現役世代がもっともっと!

これまで、警察と合同の活動が中心でした。今後は、自ら企画する防犯講習会やイベント、特に、若い世代によるボランティアの裾野拡大のため、中学校や高校での公演もやっていきたいです。私たち現役世代が、もっともっと参加するきっかけとなるよう、この活動を続けていきたいです。



**連絡先** 代表 高橋 和也(ミスターTK) <http://ameblo.jp/takahashi-kazuya-mrtk/>

## 神奈川の交通安全



6月は二輪車交通事故防止運動期間と暴走族追放強化月間です。二輪車の関係する交通事故が多発しています。無謀運転の防止やヘルメットの正しい着用に心掛け、事故を防止していきましょう。

神奈川県  
交通安全シンボルマーク

犯罪のない安全・安心まちづくり情報誌

Vol.  
55  
平成26年5月発行

# くらし 安全通信

ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f707/>

ツイッター

[https://twitter.com/kurashi\\_anzen](https://twitter.com/kurashi_anzen)



## 目次

- ★ 息子や孫からこんな電話があったら
- ★ お役に立ちます！あなたの街に
- ★ かながわ性犯罪・性暴力ホットライン
- ★ つきまとい等の嫌がらせや盗撮行為
- ★ 防犯エンターテイメント集団「GIFT」
- ★ 二輪車交通事故防止＆暴走族追放運動

神奈川県 安全防災局安全防災部 くらし安全交通課 電話 045-210-1111(内線3554) FAX 045-210-8953

## 息子や孫からこんな電話があつたら ちょっと待った！ オレオレ詐欺かも？

### 「風邪をひいた」

### 「携帯の番号が変わった」



### 「会社の携帯電話を使っている」



県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会では、平成26年度、振り込め詐欺防止を重点的に取り組みます。家族の絆や地域の力で、振り込め詐欺を撲滅していきましょう。

### 振り込め詐欺撲滅大会

日時 平成26年5月16日(金)

10:40～12:10

場所 横浜市健康福祉総合センター

### 「カバンを忘れた」 「今日中にお金が必要」

### 「会社の上司や同僚が、 お金を取りにいくから」



## お役に立ちます！ あなたの街に。

— 安全・安心まちづくり団体補助金 —

### 防犯カメラ



### 上限 8万円

防犯カメラ本体、録画機器等の物品購入費が補助対象です。詳しくは、

### 新設 規置

県くらし安全交通課企画グループ  
電話 045-210-3517



消費税の引上げ関連

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を狙った詐欺にも注意!!

県、市町村、厚生労働省などをかたった電話や、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)へ

平成26年4月1日開設

# かながわ性犯罪・性暴力ホットライン

性犯罪・性暴力の被害にあわれてひとりで悩んでいませんか？

県では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方がいつでも安心して相談できるよう、24時間365日対応の「ホットライン」を開設しました。

ご相談は…

045-210-7379

24時間・365日  
電話相談

女性の専門相談員  
が対応

秘密厳守!  
匿名相談可

性犯罪・性暴力の被害にあうと…

心身にさまざまな変化が起きることがあります、これは被害により誰にでも起こりうる反応といわれています。

<心身に起きる変化の例>

- ☆ 感情や感覚が麻痺する
- ☆ 人が信じられなくなる、疑い深くなる
- ☆ 突然、怖くなったり、身体がふるえる
- ☆ 眠れなくなる、食欲がわからない
- ☆ ちょっとしたきっかけで、被害の場面がよみがえる
- ☆ 自分にも落ち度があったと自分を責める
- ☆ 動悸がする、息苦しい、疲れやすくなる

適切に対処すれば少しずつ回復していきます。

SAVE YOU!  
SAVE FRIENDS!

ひとりで悩まない。ひとりで傷つかない。

24H/365DAYS

045-210-7379

※ 実物大のカードデザインです。県施設のほか市町村の施設や鉄道駅の女性用化粧室などに置かせていただく予定です。

ホットラインのカードを置いて  
くださる施設を募集しています。

女性が多く利用する物販店やスポーツ施設、学校などの管理者の皆さんまで、このカードを女性用化粧室等に置いていただきなど、「ホットライン」の広報にご協力いただける方は、下記までお問い合わせください。

問合せ：県くらし安全交通課犯罪被害者支援グループ 電話 045-210-3571

平成26年7月1日改正

## つきまとい等の嫌がらせや盗撮行為

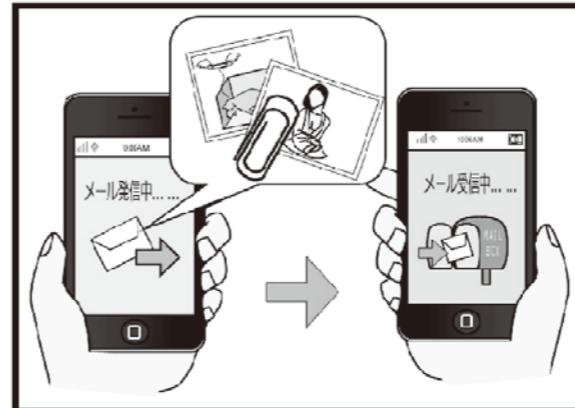
から、県民の皆さまを守るために、県迷惑行為防止条例で次のような行為が禁止されます。

つきまとい等の嫌がらせ行為

② 拒まれたにもかかわらず  
SNS等を送信すること

③ エッチな写真等のメール送信

※ストーカー規制法違反に該当する行為を除く。



④ いたずらや自己の性欲を満たす目的等による次のような行為



このほか、著しく粗野又は乱暴な言動や名誉を害する事項の告知等も対象となります。

次 摂



自宅等「公共の場所」以外の場所  
から盗撮する行為



モニターを見ないで便所の個室に  
写真機等を向ける行為

問合せ：県警察本部生活安全総務課 電話 045-211-1212（代表）